

# 核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

発行所 NPO ピースデポ( 平和資料協同組合 )/PCDS( 太平洋軍備撤廃運動:  
法人 Pacific Campaign for Disarmament and Security )  
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3 3 1 日吉グリーネ102号  
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:office@peacedepot.org  
http://www.peacedepot.org

編集責任者 梅林宏道 郵便振替 口座番号: 00250 1 41182 加入者名: 特定非営利活動法人ピースデポ

毎月2回1日、  
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

182303/3/15

¥200

## 「核軍縮:日本の成績表2003」採点始まる

核態勢見直し

# 米NPRへの姿勢が鍵

米国の核兵器を批判できない日本が核軍縮を推進できるのだろうか

4月28日～5月9日、ジュネーブでNPT(核不拡散条約)再検討会議準備委員会が開催される。2005年の再検討会議のための第2回目の準備会議である。これに向けて、「核軍縮:日本の成績表」評価委員会による日本の核軍縮努力に対する採点が始まった。ピースデポでは、2000年NPT再検討会議で合意した(13+2)項目ごとに、日本政府が過去1年間に努力すべきであった課題を整理した。以下にその課題を列記し、短く説明する。下記の課題のうち重要課題については下線を引いた。

### 1:CTBT早期発効

課題1 2002NPT再検討準備委員会や国連総会などにおいて早期発効の要求を日本はくり返し行うこと。また、他国の同種の提案があれば支持すること。

課題2 CTBTを否定するブッシュ政権を批判し、日本の市民に説明し、日本の世論を背景にブッシュ政権に強くCTBT批准を要求すること。

課題3 米国以外の未批准の発効要件国12か国の一つ一つについて、各国に適した方法による系統的で継続的な批准促進の活動を行うこと。

課題4 CTBTO準備委員会への技術協力を強化するとともに、その維持について積極的な取り組みを行うこと。

### 2:核爆発実験のモラトリアム

課題1 米国における核実験再開への動きに対して、危機感を持って、米国に対する説得、国際世論喚起の努力を行うこと。

課題2 米国の「核態勢見直し(NPR)」によって、未臨界実験が核実験再開への準備の目的を持っていることが判明した今、日本政府は未臨界実験反対の立場を明確にすること。

課題3 02NPT準備委員会、国連総会などにおいて、核爆発実験のモラトリアムを継続するよう日本自身が提案したり、他国の提案を支持すること。

今回の成績表の対象期間に、核爆発実験のモラトリアムは危機的状況に直面した。NPRは地下核実験の必要性を明記している。モラトリアム継続のため、日本が米の核政策を明確に批判する立場をとることが重要である。

### 3:CDでFMCTの5年以内の妥結をめざす作業プログラム

課題1 CDの正常化に日本が役割を果たすためには、FMCTと大気圏外での軍備競争の防止(PAROS)の両方について公正な外交的立場が重要である。日本はPAROSにも積極的な理解を

6ページへつづく→◆

## NPT(13+2)項目と「成績表」

2000年のNPT再検討会議で全会一致採択された最終文書の中の、NPT第6条(核軍縮義務)履行のための実際の措置13項目と、NPT第7条で日本に關係の深い2項目を合わせたものを(13+2)項目とし、日本での採点の対象とした。「成績表」とは、これらの各項目の履行に向けた日本政府の努力について、市民の立場から5段階の評点をつけたものである。評価は10名の評価委員によって行われる。10名とは、梅林宏道、黒澤満、竹村泰子、田中熙巳、土山秀夫、都留康子、仁木三智子、平岡敬、前田哲男、森瀧春子。今年は2年目であり、この取り組みは、2005年の次回NPT再検討会議まで毎年継続される。

イラク  
2～3ページ  
北朝鮮とミサイル  
3～5ページ

# 危機に瀕する国連の 「法治主義」

## 対イラク武力行使めぐる綱引き大詰め

田巻一彦

### 「米英」と世界の 亀裂の深まり

2月5日の国連安保理外相級会談におけるパウエル国務長官の報告は、その意に反して、遮二無二戦争へと突進しようとする米政府と国際社会多数派の亀裂をいっそう鮮明にする役割を果たした。査察に対する系統的・組織的妨害を指弾する「パウエル報告」に対して、2月14日の査察追加報告は、「イラクは査察に前向きに協力している」とした上で、国務長官がスライドで示した移動式生物化学兵器製造設備についても、「種子洗浄用のもので申告済みである」として疑惑を否定した。パウエル報告と査察追加報告で唯一見解が一致していた「アル・サムードミサイルの射程が150キロを超える」という国連決議687違反も、イラク側の廃棄決定によって解消された。

2月18日と19日に行われた安保理非理事国による公開会合で議場を席卷したのは「戦争ではなく査察を」の声であった。2日間の会合は「我々にとって安保理決議1441は、イラクを平和的に武装解除するためのものであったし、現在もそのようなものとしてある」という南アフリカ代表の発言によって始まり、発言に立った60カ国のうち、明確に米英の武力行使方針を支持したのは日本を含めた10カ国にすぎなかった。

2月15日前後の週末には、世界中で1000万を超える人々が街頭に出て反戦を叫んだ。

### 米英の新決議案

国際世論からの孤立が深まる中、米国・英国とスペインは2月24日、新たな決議案を安保理に提出した。新決議案は、イラクが安保理決議1441に対する重大な違反をつづけていると認定、「イラクは最後の機会を失った」と断定した。しかし、昨年秋米国が用意した決議草案にあった武力行使を意味する下り＝「加盟

国は国際的平和と安全保障を確保するために必要な全ての措置を講じることができる」は盛り込まれなかった。これは、国際世論といまだ態度を決めかねている理事国への配慮と受け止めることも可能である。しかし、一方ではもはや国連の明示的な合意の有無は、武力行使決定にとって意味をなさないという最後通牒とも受け止めることができる。

これに対して、仏独口三国はただちに「覚書案」を安保理に提出し対抗した。「覚書案」は、「満足とはいえないがイラクは協力しており、査察は機能している」として、「安保理の統一を守り」イラクへの

### 米国・英国・スペインによる 決議案(全訳)

(2月24日提出・3月7日修正)

安保理は、

過去の関連決議と議長声明を想起し、

決議687において、安保理が「湾岸戦争の」停戦はイラクによる同決議のすべての条項の受諾と、同決議が定めるすべての義務の履行が前提であると宣言していることを想起し、

決議1441が、関連決議に対しイラクが過去において重大な違反を犯し、現在も違反しつづけていると決定する一方、イラクに武装解除義務を遵守するための最後の機会を与えたことを想起し、

決議1441において、安保理が、同決議にしたがってイラクが提出する申告書に虚偽もしくは遺漏があり、イラクが同決議の実行に対し全面的に協力しないことと、さらなる重大な違反を構成すると決定したことを想起し、

決議1441において、安保理は、義務違反を続けられ、イラクは深刻な結果に直面するであろうと繰り返し警告してきたことを想起していることに留意し、

決議1441に従いイラクが提出した申告書には虚偽の申告と遺漏が存在し、イラクは同決議を遵守せず、同決議の実行にあたって全面的な協力を怠っていることに留意し、

イラク、クウェート及び近隣諸国の主権

圧力を高める」という二つの命題を満足するために、査察の強化と査察期間の4カ月延長を提案した。

### まだ数カ月が必要 査察四半期報告

3月7日、国連監視検証査察委員会(UNMOVIC)のプリクス委員長は、国連安保理への通算12回目にあたる「四半期報告」を次のように締めくくった。「(イラク側の)協力は即時に得ることは可能であるし、そうあるべきです。しかし、武装解除と検証は、それがどのような程度のものであれ直ちに行うことはできません。外部からの継続的な圧力によって、イラクは積極的な姿勢を示していますが、場所と物品を検証し、文書を分析し、関連する人物から聞き取りを行い、結論を書くにはまだ時間が必要です。何年もかかるとは思いません。しかし、数週間では無理で、数カ月が必要でしょう。各国政府も査察官たちも、査察が永遠につづく

及び領土保全に対する加盟国の責務を再確認し、

国連憲章の下で国際的平和と安全を維持するために、安保理が一義的な責任を有していることに留意し、

イラクの安保理決議違反と大量破壊兵器及び長距離ミサイルの拡散が、国際的平和と安定にもたらす脅威を認識し、

安保理の決定遵守を確かならしめ、国際的平和と安全を回復することを決意し、

国連憲章第7章に従い行動し、

- 1 決議1441の完全履行の必要性を再確認する。
- 2 イラクに対して自国民と地域の利益にとって必要な決定を直ちに行うよう要求する。
- 3 イラクが決議1441及びこれまでの関連決議が定める武装解除義務に基づき完全な、無条件の、即時のそして能動的な協力を事実を持って示し、決議687及びそれに続くすべての関連決議によって禁止された兵器、兵器の運搬・補助システム及び構造物のすべて並びにこれら兵器等の過去の破壊に関する情報のすべてを、国連監視検証査察委員会(UNMOVIC)及び国際原子力機関(IAEA)に譲渡していると、2003年3月17日までに安保理が結論づけられない場合には、イラクは決議1441によって与えられた最後の機会を失うことになることを決定する。
- 4 この問題に引き続き関与することを決定する。(訳:ピースデボ)

# 北朝鮮のミサイル発射実験

前田哲男

## 居丈高な「脅威報道」は、 アジテーションと紙一重だ。

日本のメディアは、朝鮮民主主義人民共和国が対艦ミサイルの発射実験を行ったことについて、「危険なゲーム」軍事的挑発「などと大々的に報じた。落下海域を「日本海」としたこととあわせ、あたかも日本に対する威嚇であるかのようなつたえ方に終始した。たしかに今回起きた事象は、現下の北朝鮮をめぐる一連の情勢と切り離せない面がある。しかし、だからこそ事実を正確に把握し、短絡に陥らない客観的な情報提供が必要だろう。

ミサイルが「シルクワーム」ないしその

発展型だったと仮定して、新聞社の資料室で30分も調べれば、次の事実がわかるはずだ。

同ミサイルは、ソ連製対艦ミサイル「スティックス」の改造型で、原型は1960年代に登場し、第3次中東戦争でエジプトがイスラエルの駆逐艦EILATを撃沈したことで知られる。ロケット推進、デルタ翼、逆Y字安定翼3枚を持ち射程41kmと当時の報道にある。

これが中国に供与されたのち改良が加えられ「海鷹2（HY-2 NATOコー

ドネーム「シルクワーム」になる。射程が80km+になった。80年代イラン・イラク戦争でイランに輸出されホルムズ海峡防備に使われた。実物を北京の軍事博物館の展示で見ることができる。現在では、文字どおり「博物館入り」の代物である。

北朝鮮軍に登場したのは93年からで、それまでのソ連製「サムレット」にかわり沿岸防備連隊6個の主要装備となった。中国から供与されたと見られる。軍パレードにも参加し、これまでに何度も発射実験が確認されている。けっして目新しいものではない。

『ミソラリー・バランス』や過去の記事を調べるだけで、これだけの事実が得られる。そこから引き出せる情報価値は、このミサイルが（改良されたとしても）沿岸砲「延長タイプの旧世代型であること、したがってミサイル拡散防止の国際基準MTCR（ミサイル関連技術管理体制）が定める射程300kmに満たず、日朝平壤宣言に「ミサイル発射のモラトリアム」誓約

とを望んではいません。しかし、武装解除を検証した後も、査察及び監視システムを持続して、信頼性を確保し、禁止された兵器プログラムの復活の兆しがあつたならばそれに警鐘を鳴らさねばならないことを忘れてはなりません。エルバラダイIAEA事務局長も、「98年以降核兵器プログラムが再開された証拠はない」とした上で、「我々は、イラクの能力を、長期的な監視・検証プログラムに基づき継続するよう真剣に努力する」と結んだ。

国連決議がなくても武力行使が可能とする米国に対して、国内反戦世論の高揚と、与党内、あまつさえ閣内からの反論の高まりに直面する英国は、より強く安保理決議に執着している。3月7日、米英両国は2月24日の決議案に「イラクが最後の機会を失ったと認定」する期限を3月17日とする修正を加えた。米国は、3月11日にもこの決議案を表決に持ち込む構えであり、日本も動員してして中間派と目される理事国＝メキシコ、チリ、カメルーン、アンゴラ、ギニア、パキスタンへの「説得工作」を強化している。

査察継続を求める「正気」の声が勝つのか、法の支配をかなぐり捨てて戦争へと突入するのか。国連での綱引きは大詰めに突入した。

### 仏・独・口による覚書案

(抜粋訳) 2月24日

1. 関連する安保理決議に合致する完全かつ実効ある武装解除は、国際社会にとって最重要の課題である。我々は、武装解除を査察体制を通して平和的に実現しなければならない。軍事的対応は最後の手段でしかない。現在までのところ、イラクに対する武力行使の条件は満たされていない:

- ・疑惑は残るが、イラクが大量破壊兵器もしくはその能力を保持していることを示す証拠は発見されていない。
- ・査察は軌道に乗ってきたばかりであり、妨害なく機能していおり、すでに成果が上げられている。
- ・完全に満足とは言えないが、最近の査察報告が示すようにイラクの協力は改善されつつある。

2. 安保理は、危機を平和的に解決する真の機会を与えるための努力をいっそう強化するべきである。ここにおいて極めて重要なのは以下の条件である:

- ・安保理の団結が守られること。
- ・イラクに対する圧力を高めなければならないこと。

2. 上記の条件とイラクの検証可能な武装解除という、我々の共通の目的を達成するために、以下のプロセスを実行することを提案する:

(A) 査察のための明確な行動計画

決議1284に従い、UNMOVIC(国連監視検証査察委員会)とIAEA(国際原子力機関)は、安保理に業務計画を提出し承認を

得る。とりわけ決議687及び関連決議に従ってイラクが完遂すべき残された課題に関し、この業務計画を早期に提出する。残された課題は、その重要性にしたがって優先順位をつけて業務計画に記載する。(略)

(B) 査察の強化

(略)スタッフ及び専門家の多様化、トラック上でのチェックを可能にするように設計された移動ユニットの配備、新しい上空査察システムの完成、新しく配備されたシステムや上空査察によって得られた情報のシステムチックな解析。

(C) 査察及び評価のための時限設定 (略)

- ・査察官は、3月1日までにミサイル/運搬手段、化学兵器/前駆物質、生物兵器/原料及び核兵器に関し、イラクが完遂しなければならない課題を列挙した業務計画を提出する。
- ・査察責任者は、安保理に業務の実行状況を定期的に(3週間ごと)に報告する。
- ・UNMOVICとIAEAは、決議1284に従い、業務計画の採択から120日以内に、業務計画の実施状況を評価する報告書を安保理に提出する。
- ・決議1441第4項に従い、イラクによる査察妨害及び武装解除義務違反があったときには何時でも、UNMOVIC議長とIAEA事務局長は、すみやかに安保理に報告する。
- ・安保理は高レベル協議を含む追加会合を何時でも開催することを決定できる。(以下略) (訳:ピースデポ)

に違反するものでもないことである。少なくともトップニュースではない。

ひるがえって日本と比較すれば、自衛隊が保有する沿岸防備用地対艦ミサイル「SSM-1」（91年配備開始）は、「ステイクス・ショック」後、各国で開発された巡航ミサイルの最新タイプで、射程150km+、シルクワームを大きく上回る。現

在、「地対艦ミサイル連隊」6個が北海道、八戸、宇都宮、熊本に配備されている。車載式なので宇都宮の部隊を対馬に移動させると朝鮮半島南部を攻撃し得る。「戦略性」でいうなら、日本の同種ミサイルの方がはるかに大きい。居丈高な「脅威報道」は、アジテーションと紙一重だ。

は、基本的には地球の重力と空気力学的な抗力に支配されて慣性飛行し、遠距離にある目標を攻撃する。放物線に近い軌跡を描く。典型的な弾道ミサイルは、飛行コースの大部分をロケット推力なしで飛行し、また、飛行コースの多くの部分が大気圏外（宇宙）にある。射程が500km以上の長距離弾道ミサイルは、大陸間弾道ミサイル（ICBM）と呼ばれる。その多くは核弾頭を搭載し、文字通り大陸から大陸への核攻撃を可能にする。

弾道ミサイルと対比されるべきものに、巡航ミサイルがある。巡航ミサイルは、ジェット・エンジンの推進力と翼が受ける空気力学的な浮力で重力と抗力に打ち勝ちながら飛行する。全飛行コースが大気圏内に留まっている。

# 北東アジアのミサイル・データベース

黒崎輝

## 序 ミサイルとは

### 1 日本のミサイル（自衛隊）

「市民社会が構想する北東アジア安全保障の枠組み」プロジェクト（トヨタ財団助成事業）のテーマの一つである「ミサイル制限機構」研究の基礎作業として、本号からほぼ月一回のペースで、本紙上で北東アジアの国・地域（日本、韓国、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）、中国、台湾、極東ロシア）並びに前進配備米軍のミサイル能力に関するデータを整理する。第一回目の今回は、同研究で扱うミサイルとは何かについて説明し、日本のミサイル能力を扱う。

## 序 ミサイルとは

### （1）ミサイル

ミサイルは、標的に向かって何らかのエンジンによって推進される無人の兵器である。無誘導のものもあるが、今日では大多数のミサイルが何らかの誘導システムを持った誘導ミサイルである。本研究の関心は地域安全保障の脅威としてのミサイルに向けられているので、このデータベースでは射程50km以上の誘導ミサイルを対象とする。

ミサイルには様々な種類があるが、推進方式、飛行の形態、射程距離といった特徴によって次のように分類することができる。

#### <推進方式>

ジェット推進：ジェット推進は、ファン（プロペラの集まり）によって集めた空気を燃料と燃焼させ、いきおい良く後ろに吹き出すことによって生じる噴出力で物体を前方に動かす動力である。ジェット・エンジンは、現在では旅客機をはじめとしたほとんどの飛行機に使われている。ジェット・エンジンによって推進されるミサイルには、巡航ミサイル（CM）がある。

ロケット推進：現在使用されているロケット推進は、ほとんどが化学ロケット推進である。小さな出口のある部屋

（推力室）の中で燃料をと酸化剤を化学反応（燃焼）させ、高温高压のガスを作ってそれを出口から超音速で噴出させることによって推力を生み出している。空気を必要としないので大気圏外の推進に欠かせない。

#### <飛行の形態>

弾道型：揚力を生むための翼を持たず、ロケットの噴射で姿勢を制御しながら、放物線に近い軌道を描いて飛行する。この型のミサイルは通常、弾道ミサイル（BM）と呼ばれる。

それ以外：弾道ミサイル以外の誘導ミサイルは、飛行している間は動力によって推進され、翼によって揚力を得たり針路を制御しながら目標に到達する。巡航ミサイル（CM）は、この部類である。

#### <射程距離>

通常、射程によって次のように分類される。

長距離：射程5500km以上

中距離：射程1000km - 5500km（INF条約で定義されている）

短距離：射程1000km以下

### （2）弾道ミサイル（BM）と巡航ミサイル（CM）

弾道ミサイルは、ロケット・エンジンで推進され、ロケット燃料が燃え尽きたあと

## 1. 日本のミサイル

### （1）短距離ミサイル

日本の自衛隊の装備には様々な誘導ミサイルが含まれており、通常、「誘導弾」と総称されている。「専守防衛」という国防政策の基本方針に基づき、長距離の誘導弾を保有していない。5ページの表で紹介するのは日本が保有する射程距離50km以上の誘導弾である。地対地、地対艦、艦対艦ミサイルは「SSM」、地対空ミサイルは「SAM」、空対艦ミサイルは「ASM」と呼ばれる。

### （2）長距離弾道ミサイル能力

現在まで、国内の法的、政治的制約の下、日本は大気圏外（宇宙）を飛行経路に含む長距離の弾道ミサイルを保有していない。「宇宙開発事業団法」（1969年成立）により、日本の宇宙開発活動は「平和の目的」に限定され、同様の趣旨を盛り込んだ国会決議（1969年5月9日、衆議院本会議）が採択されているのである。また、日本政府の公式見解によれば、日本が憲法上保持し得る自衛力は、自衛のための必要最小限度のものでなければならぬが、個々の兵器のうちでも、ICBMのような性能上専ら相手国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる、いわゆる攻撃的兵器を保有することは、直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるため、いかなる場合にも許されないとされている。

ただし、技術的観点からは、日本は独自に弾道ミサイルを開発する能力を十分に持っているとして評価することができる。

例えば、日本独自の商業ロケット打ち上げ計画で使われている数種類の固体燃料ロケットは、長距離弾道ミサイル計画の基礎となりうる。ある研究によれば、日

### 自衛隊のミサイル

(1) 射程距離50～100km	所属	
80式短距離地对空誘導弾(ASM-1) 艦対艦誘導弾ハブーン(SSM)	空自 海自	有効射程50km <sup>1)</sup> 有効射程90km <sup>2)</sup>
(2) 射程距離100km以上		
地对空誘導弾ベトリオット(SAM) 93式地对艦誘導弾(ASM-2) 88式地对艦誘導弾(SSM-1) 90式艦対艦誘導弾(SSM-1B)	空自 空自 陸自 海自	有効射程100数10km <sup>2)</sup> 有効射程100km <sup>1)</sup> 有効射程150km以上 <sup>1)#</sup> 有効射程150km <sup>1)</sup>
(3) 長距離弾道ミサイル		
保有していない(本文参照)		

印は、巡航ミサイルであることを示す。# 最大有効射程距離180kmという数字もある。

本の固体燃料ロケットと米国のICBMを比較し、弾道ミサイルに転用されれば、日本のM-5は、米国のMXピースキーパー(有効射程12,000km)とおおよそ同

等の、J-1はミニットマン(有効射程13,000km)以上の能力を持つICBMになりうると分析している。なお、日本が世界に誇る大型の純国産ロケットH-2に関しては、第2段ロケットの推進薬として液体水素と液体酸素を利用していることを理由(単純化して言えば、打ち上げまでにかなりの時間を要し、その間に探知、攻撃される可能性があるために、弾道ミサイルへの転用に不相当との評価をされている。

### 参考文献・資料

- 1) The Federation of American Scientists (FAS) Web Site
- 2) 自衛隊装備年鑑2002-2003、朝雲新聞社
- 3) William M. Arkin et al., Encyclopedia of the U.S. Military. New York: Harper & Row, 1990.

⊕

# 核実験：コン ピュータ・アート 「1945 - 1998」制作に あたって

橋本 公 (武蔵野美術大学・  
芸術文化学科)

「世界中で行われた核実験を視覚化する。」このテーマ設定だけでも一年近く悩んだこの映像作品は、私が大学の卒業に際して制作したものです。

私は、武蔵野美術大学・芸術文化学科で学んできた学生です。ここは、芸術と文化に関わる全てのものを対象に、マネジメントできる専門家を養成する学科です。私は、美術館などの公共施設を、いかにより多くのひとに利用してもらえるかを検討し、具体的対応策を提案することを学びました。

研究をとおして、私は地図の重要性に着目するようになりました。美術館がどんなにより展覧会をやっていても、人々に知られなければ、なんの役割も果たしたことになるません。また、来館する人たちをスムーズに導いてあげなければ、お気に入りの場所として何度も足を運んでもらうことはできないでしょう。そこで、パンフレットやポスター、駅からのサインなどに、地図を効果的に活用することに取り組みました。こうして、卒業制作も、地図をベースにしたものと思うようになりました。



ビデオ「1945 - 1998」の1カット

同じ時期に、世界中を震撼させる大きな事件が起きました。アメリカの同時多発テロ事件です。事件の翌日、私は大学のアトリエで木炭デッサンをしていました。それまでの毎日とまったく変わらない穏やかな時間の中、絵を描きながら悲しみに暮れている人たちのことを考えました。「芸術はこんな時、"役立たず"なのか？」

次の年の春、私はある機会から、カンボジアを訪れました。ご存知のように、この国ではつい最近まで、ポルポト政権によって大量虐殺が繰り返されてきたところです。内戦が終結した現在でも、残された地雷が子ども達の将来を奪っています。そこでは自分の無力さを思い知らさ

れましたが、同時に、「アート」という道具を使って、微力でも何かできないだろうかと思うようになりました。

帰国後に観た展覧会の絵で、テーマが決定しました。それは、丸木俊さんの「原爆の図」をはじめとする一連の作品群でした。実は私は熊本県出身で、長崎に落ちた原爆を「繰り返してはならない悲しいできごととして、小さいときから教えられてきたことがよみがえりました。こうして、原爆を含む核実験をアートで表現してみようと思ったのです。

調べると、世界中で二千回以上の核実験が行われていました。数字で示されてもなかなか実感として伝わらないこ

8ページへつづく→◆

⊕

◆◀ 1ページからつづく

示し、CDがFMCTについての作業プログラムに合意するよう役割を強めること。

課題2 日本政府は、「1年以内の交渉開始、5年以内の早期妥結」を内容とする国連総会決議の提案を続けること。

課題3 FMCT発効までの間に、進めておくことのできる技術的問題を特定するための専門家会議の召集をCDの枠外でも検討すること。

課題4 軍事用、商業用を問わず各国が保有するすべての核分裂物質の目録を作成する事業の実現を図ること。

## 4: CDに核軍縮を扱う下部機関を設置する作業プログラム

課題1 国連総会、CDなどで、繰り返しCDにおける核軍縮特別委員会の重要性を訴えること。また、特別委員会がより積極的な任務を授權するよう被爆国の役割を果たすこと。

課題2 CDの行き詰まりを打開するのに貢献できるよう、被爆国の立場に立った自立的な外交姿勢を保ち、調停案を模索すること。特にPAROSへの積極姿勢を示すこと。

課題3 イラク、北朝鮮などの核開発問題、さらにはテロリストの核使用が国際的関心と呼んでいるとき、核軍縮促進の緊急性を同時に訴えること。核兵器の非人道性を知る被爆国として斬新な国際世論喚起に努めること。

## 5: 不可逆性の原則

課題1 米口のモスクワ条約が不可逆性の原則に則るように、日本政府は米口両国に要求すること。

課題2 日本は、「迅速対応戦力」核実験再開「新型核兵器」など米国のNPRに現れている不可逆性の原則無視に対して、厳重に抗議するとともに、原則順守を強く要請すること。

課題3 消極的安全保証の国際公約を無視するブッシュ政権に対して、公約順守を求めること。

課題4 米国のミサイル防衛(MD)は、不可逆的な核軍縮やその他の軍備管理の流れを逆流させる元凶となりつつある。日本政府は、米国のMD計画を批判するとともに、日本自身の国会決議に違反するMD日米共同技術研究を中止すべきである。

課題5 戦術核の艦船・航空機への再搭載を防止する措置として、また、後退することのない国是であることを確立するために、日本は非核三原則の法制化を行うこと。

不可逆性の原則を破り続ける米国に対して、日本政府が不可逆性の原則の重視を強く求めることが重要である。

## 6: 保有核兵器の完全廃棄の明確な約束

課題1 核兵器の半永久的存続を述べている米国のNPRに対して明確に批判し、その撤回を求めること。

課題2 日本提案の「核兵器完全廃棄への道程」国連総会決議案に、「核兵器完全廃棄の明確な約束を実行するためのプランを、すべての核兵器保有国に求める」内容を入れること。

課題3 日本自身が、核兵器依存を完全廃止する実行プランを作成すること。

米国の態度は「明確な約束」に真向から対立している。NPRは、核兵器の重要性を認識し、長期にわたる保有の意思を明らかにしている。日本には厳しい批判と核兵器依存からの脱却が求められている。

## 7: ABM条約の維持強化とSTART過程の促進

対象期間の早い時期に、ABM条約が失効し、START、START が事実上無効となったので、この項目は評価対象から除外する。

## 8: 米・口・IAEA三者構想の完成と履行

課題1 日本政府は、モスクワ条約下での三者構想を積極的に支持すること。

## 9: 「国際的安定」と「すべてにとって安全保障が減じない原則」

課題1 日本政府は、「国際的安定の促進」や「すべてにとって安全保障が減じない原則」を、13項目の実践を遅らせる理由に使わないこと、また使わせないこと。

## 9a: 核兵器の一方的削減

課題1 米口のモスクワ条約で削減される兵器を一方的な措置で廃棄することを要求すること。

課題2 一方的削減による米口の削減速度の向上、戦略兵器削減以外の課題、米口以外の核兵器保有国の一方的削減などについて、日本政府は主体的な考察を行い適宜発言すること。

## 9b: 透明性の増大

課題1 日本政府は、米国のNPRに書かれている新型核兵器の研究・開発や戦略兵器の将来計画について実態を明らかにするため、米国立核兵器研究所の透明性の向上を要請すること。

課題2 日本政府は、米国に対する透明性の要求と合わせて、中国の核軍備や核態勢の現状について、透明性を高めるよう要請すること。

課題3 日本政府は、全地球的、およびアジア太平洋地域における核兵器、関連核物質、運搬手段の目録づくりと、そのための報告制度の確立を推進すること。

課題4 米国に、NCND政策の撤回を求めること。

NPRの中で、新型核兵器の必要性や、長期にわたる戦略兵器の改良・維持が計画されているため、これらを担当する米国立核兵器研究所の透明性が重要となる。

## 9c: 非戦略核兵器の削減

課題1 日本政府は、地中貫通型兵器など新型非戦略核の研究・開発に反対するとともに、非戦略核兵器の削減と透明性拡大に核軍縮の一つの力点を置くこと。

課題2 日本政府は、NATOに配備された米国の核兵器について撤去を求める意見に賛意を表すこと。

課題3 日本政府は、米国に核巡航ミサイルの一方的削減を求め、中国に戦術核の一方的削減を求めること。

課題4 日本政府は、米国のNCND政策の撤回を求めること。

NPRの中で、新型戦術兵器の研究・開発が示唆されている。非戦略核に焦点を当てるのが、核兵器の削減に重要な意味を持つ。

## 9d: 作戦上の地位の低減

課題1 日本政府は、全戦略核兵器の「一触即発警戒態勢の解除」を主張すること。また、核兵器使用への「しきい」を低くするNPRの発想を批判すること。

NPRでは核兵器と非核兵器の間の

区分が取り払われ、より小回りの利く適応性計画が強調されている。日本がこうした核兵器使用への新しい考え方を批判することが重要である。

## 9e: 安全保障政策における核兵器の役割の縮小

課題1 米国がNPRにおいて核兵器に新しい役割を与え、それを実行に移そうとしていることに厳重に抗議すること。

課題2 2005年までに、日本は安全保障政策における核兵器への依存を撤廃すること。そのための実行プランを作成すること。

課題3 一日も早く、東北アジア非核地帯設立を目指す政治宣言を発すること。

課題4 日本政府は進行中の「防衛計画の大綱」見直しにおいて、核抑止力への依存政策から脱却すること。

課題5 日本自身の「非核法」制定を目指すこと。

03年の提案を目指した「防衛計画の大綱の見なおし」は、日本にとって安全保障政策における核兵器の役割を縮小する重要な機会である。米国の核抑止力への依存の削減が重要な課題である。

## 9f: 全核兵器国が参加する核兵器廃絶過程

課題1 日本政府は全核兵器保有国による核軍縮会議の早期開催について、検証制度の準備などの技術的会議を先行させる、非戦略核を優先させる、なども含めて、実現に努力すること。

## 10: 余剰になった軍事用核分裂物質の国際管理と平和転用

課題1 兵器用核分裂物質を検証可能

な方法で軍事プログラムの外におく制度の実現に向けて、日本は積極的な協力をすること。その方法について、国内でも公開の議論を重ねること。

## 11: 究極的目標としての全面かつ完全軍縮

課題1 日本政府は、東北アジア非核地帯創設について誠意ある提案を行い、それに基づく協議の中で他の大量破壊兵器やミサイルを含む地域の協調的安全保障の対話の道を探ること。

## 12: ICJ勧告を想起した核軍縮義務の履行に関する定期報告

課題1 日本政府は、13項目の履行を含むNPTの核軍縮義務の履行に関する定期報告について、簡単な標準形式を提案すること。

課題2 日本政府は、NPT再検討準備委員会、NPT再検討会議を定期報告書の提出と説明の機会とするよう提案すること。

課題3 日本政府は、日本のNGOを含む専門家会議によって日本独自の定期報告形式と制度を作成し実行すること。

課題4 日本独自の形式及び国際的形式による定期報告は、国会に提出すること。

## 13: 検証能力のさらなる開発

課題1 日本政府は、検証の重要性を認識するとともに、核兵器の開発、維持、管理に使われている資源を、「核兵器のない世界」の検証システムの開発に振り向けるという考え方を奨励すること。

課題2 日本政府は、東アジアにおける

地域的検証制度について、研究・開発に取り組むべきである。

課題3 日本政府は、「核兵器のない世界」を維持するのに必要な検証に関する諸課題を洗い出し、対策事項を提案する専門家組織を日本に設立することを検討すること。

## +1: 追加(1) 法的拘束力のある消極的安全保証(NSA)

課題1 日本政府は、法的拘束力のあるNSAの必要性について自国の政策を明確にすること。日本の国連総会決議の中にそれを盛り込むこと。そのうえで再検討準備委員会が、明確に法的拘束力のあるNSAを達成する方途について合意できるように、積極的に行動すること。

課題2 朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)のBC兵器に対して米国の核兵器使用を求めるといふ不当な考え方を撤回し、非核地帯設立などNSAに基づいた地域安全保障の構築を進めること。

## +2: 追加(2) 非核地帯の設立

課題1 日本政府は、中央アジア非核地帯設立のための支援活動を継続すること。

課題2 日本政府は、南半球の非核化推進のため、国連総会決議への支持を含め、可能な支援を積極的に行うこと。

課題3 日本政府は、東北アジア非核地帯設立を推進する政策を採択すること。そのうえで具体的な行動をとること。

02年9月の平壤宣言は、日朝相互の信頼に基づく協力関係構築と、地域の信頼醸成を図るための枠組み整備の重要性を明記した。東北アジア非核地帯設立はこの平壤宣言にそった課題であり、日本の積極的な姿勢が求められている。(中村桂子、梅林宏道)

### ◆◀ 8ページからつづく

撃「絶対拒否」する声明発表。

3月2日 北朝鮮のミグ29戦闘機など、日本海上空の国際空域を飛行中の米軍RC135S電子偵察機に接近、飛行妨害。

3月4日 防衛庁の防衛研究所、「東アジア戦略概観2003」発表、「北朝鮮に対する軍事行動は極めて困難で危険でもある」。

3月5日 仏独口の3カ国外相、パリで会談し国連安保理で「武力行使を容認する決議を通させない」との共同宣言発表。

3月5日 OICの緊急首脳会議、「イラク攻撃を完全に拒否する」との宣言採択。

### 沖縄

2月6日 県警、米軍構成員等による刑法犯検

挙状況を発表。件数、人員とも4年連続で増加。

2月9日 嘉手納基地に、アラスカ・エレメンドルフ空軍基地所属のF15戦闘機8機が飛来。

2月13日 嘉手納基地第18航空団、整備部門を再編、第718航空機整備中隊と創設したと発表。

2月14日 嘉手納基地に、米空軍VIP専用機C40B型と海軍の人員輸送用VIP専用機、アラスカのE3空中管制機が飛来。

2月16日 嘉手納基地に、弾道ミサイル観測機RC135S型(コブラボール)飛来。

2月20日 県、在沖海兵隊基地司令部を訪れ、名護市キャンプ・シュワブ射撃訓練場「レンジ10」での実弾射撃訓練廃止を申し入れ。

2月21日 米軍が比イスラム過激派アブサヤフを直接掃討する軍事行動を開始と明らかに。第31海兵遠征部隊など、在沖米軍が参加。

2月21日 在沖海兵隊、キャンプ・シュワブ「レンジ10」での実弾射撃訓練を約7ヶ月ぶりに再開。

2月26日 WBにドック型輸送揚陸艦ジュノー、揚陸艦フォート・マクヘンリー寄港。3月4日、出港。

2月27日 WBに強襲揚陸艦エセックス寄港。3月4日、出港。

2月28日 県議会、レンジ10での実弾射撃演習廃止や県外移転を含めた見直しを求める抗議決議と意見書を全会一致で可決。

3月4日 在沖海兵隊報道部、WBを出港した強襲揚陸艦エセックスに沖縄駐留の第31海兵遠征部隊が乗船していることを認める。

3月4日 県議会要請団、在日米軍司令部にレンジ10での実弾演習廃止を求めた抗議文を手渡し抗議。5日には防衛施設庁へ。

の事実を、見慣れた世界地図の上で視覚化することで、身近な問題として感じてもらおうと試行錯誤を重ねました。そして、地図上の光の点滅と実験回数を示す数字だけで、いつ・どこで・どの国が何回核実験を行ったかを表すかたちにたどり着きました。また、どの国のひとが見ても理解できるように、文字はいっさい使用しませんでした。尚、作品をより正確なものにするために、データ収集には特に時間をかけ、最終的には、スウェーデンの平和機関「FOI」から協力をいただいで、作品を完成させることができました

た。

作品はできるだけ感情を押さえて、見るひとがそれぞれの思いで受け止められるようにつくりました。私は核問題の専門家ではありませんが、それだけにニュートラルなメッセージとして伝えることができるのではないかと思います。尚、制作にあたっては、お忙しい中「ピースデポ」の梅林代表にいろいろとご指導をいただきました。この場を借りて、お礼を申し上げます。(作品のビデオ 1945 - 1998 をご覧になりたい方はピースデポにコピーがあります。現段階では配布方法が決まっています。)

# 日誌

2003.2.6 ~ 3.5

(作成: 竹峰誠一郎, 中原聖乃, 中村桂子)

CIA = 米中央情報局 / EU = 欧州連合 / IAEA = 国際原子力機関 / MD = ミサイル防衛 / OIC = イスラム諸国会議機構 / UNMOVIC = 国連監視検証査察委員会 / WMD = 大量破壊兵器

2月5日 パウエル米国務長官、国連安保理事会の外相会議で、イラクのWMD開発疑惑に関する機密情報を公式に提示。

2月6日 日米合同委員会、神奈川県内の在日米軍施設の整理に関する協議の開始を決定。(本誌181号参照)

2月6日 イラクのWMD疑惑で、UNMOVICの生物兵器査察チーム、イラク人科学者へ初の個人聴取実施。

2月7日 イラク、パウエル米国務長官から疑惑の「新証拠」とされた軍事施設公開。

2月7日 ロのイワノフ外相、記者会見で対イラク国連安保理新決議について「武力行使を正当化する決議の採択は必要ない」。

2月8日 日本、対人地雷廃棄完了、記念式典を滋賀県新旭町で開催、小泉首相首相も出席。

2月8日 ブリクスUNMOVIC委員長とエルバラダイIAEA事務局長、バクダット訪問(～9日) 9日両氏「イラクに態度の変化の兆しが見える」と査察継続へ期待表明。

2月10日 シラク仏大統領とプーチン・ロ大統領、パリで首脳会談。国連の対イラク査察継続・強化とイラク危機の平和的解決を求める仏独口三カ国共同宣言を発表。

2月10日 イラク政府、UNMOVICのブリクス委員長に対し、U2偵察機などによる上空からの査察を無条件で受け入れる意向を書簡で伝えた。

2月12日 IAEA、北朝鮮の核問題を協議する緊急理事会で、同問題を国連安保理へ付託する決議賛成多数で採択。

2月12日 印、バを射程内に含む超音速巡航ミサイル「ブラモス」の発射実験を海上で初実施。

2月12日 テネットCIA長官、上院軍事委公聴

会で、北朝鮮が米西海岸に到達可能なミサイルを現時点で保有との見方を示す。

2月13日 ラムズフェルド米国防長官、上院軍事委員会公聴会で、在韓米軍の再編進め、場合によっては削減する事態もあり得ると明らかに。

2月14日 UNMOVICのブリクス委員長とIAEAのエルバラダイ事務局長、国連安保理へ追加報告、査察継続要望。安保理15カ国が意見を表明。対イラク武力行使をやむなしとする米英に、「査察継続」を主張する仏口中などが抵抗。

2月15日 米のイラク攻撃に反対し平和を訴える集会やデモ、米英も含め世界各地で開催、ベトナム戦争当時を上回る史上最大規模。

2月15日 アラブ緊急外相会議開催(～16日)、16日、対イラク攻撃に対し「アラブ各国は協力しない」との共同声明発表。

2月17日 日本政府、在外被爆者に健康管理手当を支給を認めた福岡高裁判決を不服として最高裁に上告。

2月17日 EU、イラク情勢を討議する緊急首脳会議開催。議長総括は、武力行使積極派と慎重派の意見を両論併記。

2月17日 シラク仏大統領、武力行使容認の新決議が国連安保理に提出された場合、反対する考えを示す。

2月17日 イラク外務省、米国製U2偵察機が初の空中査察飛行を行ったとの声明を発表。

2月18日 安保理、イラクのWMD問題で公開討論会開催(～19日) 参加国60カ国のうち、約50カ国が早期開戦反対と査察継続を主張。日本政府、米英支持表明。(本号参照)

2月18日 米国防総省、湾岸地域に2.8万人増派、米軍の展開20万人超へ。

2月19日 防衛庁内部で95年、日本の核保有の可能性について検討し、日本の国益にそぐわないと結論づけた報告書「WMDの拡散問題について」全容明らかに。

2月20日 仏とアフリカ52カ国による第22回首脳会議、査察継続・強化支持の共同宣言採択。

2月21日 ブリクスUNMOVIC委員長、イラクに短距離弾道ミサイル「アル・サムード2」の廃棄要求。3月1日、イラク政府廃棄開始。

2月22日 UNMOVICによるイラクのWMDに関する未解決の問題を記した文書が明らかに。

2月23日 米国とトルコ、軍駐留引替えに150億

## 「核軍縮・日本の成績表」各地評価会議日程

(詳しくはチラシをご覧ください)

横浜	3月21日(金)	14:00 -
和歌山	3月22日(土)	14:00 -
大阪	3月23日(日)	14:00 -
東京	3月25日(火)	19:00 -
函館	3月25日(火)	18:00 -
藤沢	3月26日(水)	18:30 -
長崎	3月29日(土)	13:30 -
広島	3月30日(日)	14:00 -

## 今号の略語

- ABM = 対弾道ミサイルシステム
- CD = ジュネーブ軍縮会議
- CTBT = 包括的核実験禁止条約
- CTBTO = 包括的核実験禁止条約機関
- FMCT = 兵器用核分裂物質生産禁止条約、またはカットオフ条約
- IAEA = 国際原子力機関
- ICJ = 国際司法裁判所
- ICBM = 大陸間弾道ミサイル
- NATO = 北大西洋条約機構
- NCND = 肯定も否定もしない(政策)
- NPR = 核態勢見直し
- NSA = 消極的安全保証
- MD = ミサイル防衛
- MTCR = ミサイル関連技術管理体制
- PAROS = 大気圏外での軍備競争の防止
- START = 戦略兵器削減交渉

トルコの緊急援助を行うことで基本合意。3月1日、トルコ国会、イラク攻撃に備えた米軍への基地提供と領内通過を否決。

2月24日 非同盟諸国会議首脳会合、マレーシアで開催(～25日) 米一極支配の世界秩序を拒否する声明採択。

2月24日 米英西、対イラク武力行使へ向けた新決議案を安保理提出。一方、仏独口、査察を通じた平和的解決を追求する覚書を安保理提示。(本号参照)

2月24日 北朝鮮、「シルクワーム」とみられる対艦ミサイルを発射。(本号参照)

2月25日 韓国の盧武鉉氏、第16代大統領に就任、対北朝鮮「平和繁栄政策」表明。

2月25日 イラク政府からの、生物兵器用投下爆弾「R-400」1個発見通知、ブリクスUNMOVIC委員長明らかに。

2月25日 UNMOVICブリクス委員長、イラク政府が生物兵器搭載可能な爆弾に関する資料の存在を通告してきたことを明らかに。

2月26日 北朝鮮、寧辺の黒鉛型原子力実験炉の運転再開、明らかに。

3月1日 アラブ連盟の定例首脳会議、イラク攻

7ページ下段へつづく ➡ ◆

## ピースデポ電子メールアドレス

- 事務局 <office@peacedepot.org>
- 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>
- 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳絢子、大澤一枝、黒崎輝、竹峰誠一郎、田巻一彦、津留佐和子、中原聖乃、中村和子、前田哲男、梅林宏道